新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和4年5月1日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　総　務　課

※赤字が前回との変更点

**〔本人の場合〕**

**１．風邪様症状（喉の痛み、咳、発熱、鼻水、倦怠感等）が出た場合**

**※たとえ、喉の違和感だけでもオミクロン株への感染を疑い、他人にうつさないよう不用意な外出・接触を避け、慎重に行動してください。**

会社へは絶対に出勤せず、必ず所属長に連絡し、自宅で経過をみてください。

1. 症状が出た場合、かかりつけ医など検査ができる身近な医療機関へ電話で相談し、受診してください。

② かかりつけ医をもたない場合、「診療・検査医療機関」のいずれかへ相談してください。予め自宅近隣の医療機関を把握し、速やかに対応できるようにしましょう。

＊詳しくは、お住まいの都県HP等をご参照ください。

＊受診先が見つからない場合には、保健所に電話してください。

　　　 （長野市保健所の場合）平日８:30～17:30：026-226-9964　休日・夜間：070-2828-6398

1. 医療機関で抗原検査等を実施した場合、検査結果を速やかに所属長に連絡してください。

＜会社で症状が出た場合＞

① 所属長に報告し、直ちに帰宅してください。

　　② 念のため、症状があった社員が接触した箇所をアルコール等で拭き取ります。

**２．感染が確定した場合**

【本人の対応】

① 診断が確定したら、医療機関の指示に従ってください。

② 大至急、所属長に連絡をしてください。所属長は総務課へ連絡してください。

保健所の指示があれば伝えてください（保健所からの連絡、療養場所等の実際の対応は、保健所によって異なりますので、保健所の指示や指導に従ってください）。

③ 軽症の場合は、自宅療養が基本となりますが、保健所から連絡が入るまで3日程度かかる場合があるので、それまでは同居者と部屋・食事を分け、自身で健康観察を行ってください（体温測定、症状が出ていないか注意）。詳しくは、長野市のホームページを見てください。

④ 中等症以上の場合には保健所から連絡が入りますが、それまでの間に療養場所のことで不明なことがあれば、保健所に問い合わせてください。

⑤ 接触した人に対して必要事項を伝えてください。

　 ・同居者へ：濃厚接触者となり、外出自粛等が必要であること。

　 　・行動を共にした人で感染の可能性が高い場合：感染したこと、感染防止の注意事項

　　　　 ＊濃厚接触者、感染の可能性が高い接触のあった人の定義は、〔本人の場合〕５．を参照してください。

・詳しくは、長野市のホームページを見てください。

【他の社員等への対応】

社内で接触者を特定し、接触状況を確認します。所属長の指示に従ってください。

**３．感染により休業した場合の取り扱いについて**

① 新型インフルエンザ等感染症に指定されている感染症であり、下記の職場復帰の基準を満たすまでは就業できません。

② 年次休暇もしくは傷病給付を利用しての休業となります。（通常の病気等の扱いと同様です）

職場復帰の基準

① 感染の症状が見られた場合、次を満たした後に療養解除となります。

・発症日後10日かつ症状軽快後72時間が経過（最短10日目に解除）

② 感染の症状が見られなかった場合、次を満たした後に療養解除となります。

・検体採取日から7日間経過（最短8日目に解除）

③ 上記の基準を満たした場合に、法律に基づく就業制限も解除されますが、最終的な勤務再開日は、療養後の体調などを確認しながら決定します。しばらくの間、自宅待機もしくは在宅勤務を行う場合もあります。

**４．濃厚接触者となった場合**

① 濃厚接触者となる場合（社員に関係する場面）

・感染者と同居している者は、濃厚接触者となることが感染者から伝えられます。

・医療機関、高齢者・障害者施設において感染者とマスクなし、1メートル以内で15分以上接していた者、同一の機会・場所において5人以上が感染している場合は、濃厚接触者となることが保健所から伝えられます。

　　　＊職場など上記以外の場面での接触においては、〔本人の場合〕５．による対応となります。

② 直ちに所属長に連絡するとともに、他者との接触を避けてください。自宅でわかった場合は出勤しないでください。所属長は総務課へ連絡してください。

③ 次のいずれかに該当する日の遅い方を0日として7日間の自宅待機（8日目から解除）とします。

・感染者と最後に接触した日　　・家庭内でマスク着用などの感染対策を開始した日

最終的な待機期間は保健所が判断しますので指示に従ってください。可能な場合、在宅勤務はできることとします。

　　④ 上記にかかわらず、次の条件をすべて満たした場合は、5日目に待機を解除できることとします。

・無症状である者　　・４日目及び５日目の抗原検査キットを用いた検査がいずれも陰性

⑤ 保健所の検査は以下の人に行います。これ以外の人は検査せず③の待期期間で待機は解除します。

・65歳以上の人　　・基礎疾患がある人（高血圧、糖尿病等）

・必要に応じて、５人以上が感染している場合

⑥ 検査の結果陽性となった場合は、保健所の指示に従ってください。事前連絡なく医療機関を受診したり、不用意に他者と接触したりすることは絶対に避けてください。以降の対応は〔本人の場合〕２．を参照してください。

**５．感染者と接触したが濃厚接触者とはならない場合**

〔本人の場合〕４．には該当しないが、感染者と感染の可能性が高い接触があった場合は、会社の基準（このマニュアル）にそって、速やかに対処してください。

例）一緒に食事をした友人から感染したと連絡がきた　　等

① 確認できた状況を整理し、直ちに所属長に連絡してください。自宅でわかった場合は出勤しないでください。

　　② 所属長は、接触状況等を詳細に把握し、総務課へ連絡してください。

　　③ 基本的な感染対策が行われていれば出社可能としますが、接触状況によっては一定期間自宅待機と

する場合があります。また、在宅勤務や他の社員と接しない場所での勤務を行う場合もあります。

なお、下記の◆に該当する場合は、原則として5日間の自宅待機期間とします。5日目に抗原検査キットを用いた検査で陰性を確認して、出勤してください。

④ 発熱やのどの痛み、咳、鼻水などの症状が見られた場合には、医療機関に電話し、新型コロナウイルス感染者と接触があったことを伝えた上で受診してください（〔本人の場合〕１．を参照してください）。

⑤ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

＊出勤の可否にかかわらず、7日間を経過するまでは、他者との食事や喫煙、マスクなしの会話、3密状態における他者との接触を避け、高齢者や基礎疾患をお持ちの方との接触を控えてください。

感染の可能性が高い接触があった人とは、感染者の発症2日前から感染者と次の接触があった人をいいます。

◆感染者とマスクせずに1m以内で15分以上話した

食事、喫煙時にマスクを外して会話する時間を含む

　あごマスク、鼻マスクなど、鼻と口の両方を覆っていない場合には、マスクなしとする。

◆感染者と車に同乗した（マスクなしの場合15分以上、マスクしている場合60分以上）

◆適切な感染対策なしに感染者の気道分泌液やそのエアロゾルに触れた・吸い込んだ

◆感染者と３密状態（密集、密接、密閉）で一緒だった

**６．感染の不安を感じる場合**

① 日常生活における自身の行動から、症状はなくても感染不安を感じた場合は、自治体が実施する無料検査を受けることが可能です。HP等から確認できます。

② 市販の抗原検査キットを使って自身で調べる場合、「体外診断用」を使用し、正しく操作してください。（「研究用」は厚生労働省指定のものではありません）

③ 陽性と通知された場合は、速やかに検査のできる医療機関（〔本人の場合〕１．を参照してください）へ連絡し指示に従ってください。不用意に他者と接触したりすることは絶対に避けてください。以降の対応は〔本人の場合〕２．を参照してください。

**〔同居者がいる場合〕**

**1．同居者に感染者と接触があった場合**

① 同居者が感染者と接触した場合や、その可能性が疑われる場合は、必ず所属長に連絡してください。　　例）・子どもの学級内で感染者が出た　・子どもの友人が感染した　　等

② 所属長は、同居者の接触状況や感染予防対策を確認し、総務課へ連絡してください。

③ 原則として出社可能としますが、同居者の状況から感染リスクが高いと判断した場合、一定期間自宅待機とする場合があります。また、在宅勤務や他の社員と接しないような場所での勤務を行う場合もあります。

④ 同居者の体調、体温を注意深く確認してください。

**２．同居者に感染を疑わせる症状が出た場合**

① 同居者に風邪様症状、倦怠感等が出たら、出勤せず、所属長に相談してください。

当該同居者の受診をお願いします。医療機関で抗原検査やPCR検査を実施した場合、検査結果を速やかに所属長に連絡してください。結果が出るまで、本人は自宅待機となります。

② 受診の結果、感染の疑いがないと判断された場合には、所属長にその旨を伝えてください。

**３．同居者の感染が確定した場合**

同居者の感染が確定した場合、社員は濃厚接触者になります。〔本人の場合〕４．を参照してください。